## ストップ! ザチ焼却

煙や悪臭に関する苦情が多く寄せられています。 野外焼却(野焼き)は絶対にしてはいけません!





近隣住民とのトラブルやダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなる。



平成16年5月18日から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」※昭和45年法律137号の一部が改正され、一定の例外を除いて野外で廃棄物を焼却した場合、罰則※法第25条(直罰で5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科)が科せられます。

詳しくは、南あわじ市環境課へお問い合わせください。

## 次の場合は野焼きにあたります

- 〇地面に穴を掘っての焼却
- 〇ドラム缶や簡易焼却炉での焼却
- 〇その他一般廃棄物処理基準を満たさない施設での焼却

## 例外として野焼きが認められるもの

法第16条関係

①一般廃棄物処理基準等に従って行う廃棄物の焼却 ※H14 環境省令

空気取り入れ口及び煙突先端以外に焼却設備内と外気とが接することが無く、燃焼室に於けるガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できること。焼却に必要な量の空気の通風が行われるものである。外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものである。焼却室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられている。以上の構造で環境大臣が定める方法での焼却

②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

家畜伝染病予防法に基づく患畜死体の焼却及び、森林病害虫等防除法による抜倒駆除した枝条や樹皮の 焼却

③その他政令で定められた廃棄物の焼却 ※法施行令第14条

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとし黒煙が出るようなビニール類の焼却やダイオキシンの発生原因になる物質を含まない次のようなものの焼却

- ★国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なもの 【例】河川で伐採した草木・海岸の漂着物 (ビニール等は不可)
- ★災害の予防、応急対策、復旧のために必要なもの
  - 【例】道路管理のために選定した枝条・消火訓練・台風により発生した木くず等
- ★風俗習慣や宗教上必要なもの
  - 【例】門松やしめ縄の焼却・塔婆や護摩の供養焼き
- ★農業、林業、漁業を営む上でやむを得ないもの
  - 【例】田んぼの畔焼き・稲わら焼き・伐採した枝条等の焼却・漂着物の焼却(ビニール等は不可)
- ★たき火その他、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

【例】落ち葉・木枝

但し、煙や匂い等で近所に迷惑を及ぼす恐れが無いこと

## 野焼きを発見したら!

野焼きを発見したら以下の事項を分かる範囲でお知らせ下さい。

①通報者の氏名・電話番号

通報者の情報は決して外部には出しません

②発生日時・頻度

継続して行われているか

③発生場所

住所や目標物の名称など

4焼却している物の種類

家庭ごみ・産業廃棄物など

⑤煙の色・匂い

生ごみ系かビニール系の匂いかなど

⑥行為者に関する情報

住所、氏名、できれば写真やビデオ等の証拠になるもの

南あわじ市環境課 🕰43-5214